

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)
令和7年9月26答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2500171 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2500063 号

第1 結論

請求者のA社における令和2年8月21日及び同年12月21日の標準賞与額を37万5,000円に訂正することが必要である。

令和2年8月21日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年8月21日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和2年8月21日
② 令和2年12月21日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。賞与支払明細書を提出するので、調査の上、年金記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与支払明細書（令和2年8月分及び同年12月分）、並びにA社から提出された同社の令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間に係る決算報告書及び振替伝票（令和2年8月21日付及び同年12月21日付）（以下「賞与資料」という。）により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与資料により確認できる賞与額から、37万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和7年3月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。